

一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟 理事の職務権限規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人ボーイスカウト千葉県連盟（以下、「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、理事とは、代表理事たる理事長並びに業務理事、地区代表理事、学識経験者理事及び青年代表理事をいう。

(法令等の順守)

第3条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範及び規程、守秘義務等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

2 理事は、理事会などで配付された資料をむやみに配付などしてはならない。配付する必要がある場合には、理事長の承認を得て行う。

第2章 理事の職務権限

(理 事)

第4条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第5条 理事長の職務権限は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事としてこの法人を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 各理事の執行状況を管理監督する。
- (4) 事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (5) 事業年度毎に、各理事の業務の執行状況を社員総会に報告する。

(副理事長)

第6条 副理事長の職務権限は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- (2) 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(業務理事・学識経験者理事・青年代表理事)

第7条 業務理事、学識経験者理事及び青年代表理事の職務権限は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(地区代表理事)

第8条 地区代表理事の職務権限は、別に定めがあるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事会が決める担当業務を分掌し、執行する。
- (2) 事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。
- (3) 社員総会、理事会及び各運営委員会が採用した方針及び施策を、地区内に効果的に実施するとともに、地区の状況及び要望を県連盟に伝達反映する。

(代行順序の決定)

第9条 第6条第2号に規定する順序については、任期最初の理事会において決定するものとする。

第3章 維持会員としての貢献

(維持会員としての貢献)

第10条 理事は日本連盟3号会員（日本連盟会員に関する規程）の通常維持会員及び公益財団法人ボーイスカウト千葉県連盟維持財団の維持会員として協力をする。ただし、40歳未満の者は半額とし、30歳未満の者は任意とする。

第4章 補 則

(細 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(理事会参席者の職務権限)

第13条 理事会参席者は理事の職務権限に準じる。

附 則

この規程は一般社団法人ボーイスカウト千葉県連盟設立登記の日から施行する